

「千葉市こども・若者基本条例（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、全てのこどもや若者の権利の保障、意見表明や社会参画等の施策を総合的に推進し、全てのこどもや若者が自己実現を図ることができる社会の実現を図るために、「千葉市こども・若者基本条例（案）」を作成しました。

このたび、この案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 条例（案）の概要

社会全体でこどもや若者を育む機運の醸成を図るため、附属機関である千葉市こども基本条例検討委員会による審議、シンポジウムの開催、市民等を対象とするアンケート調査やこどもや若者からの提言等を踏まえ、条例案を作成しました。

条例案では、全てのこどもや若者が自分らしく健やかに成長し、自立するため、こどもや若者の権利の保障、意見表明や社会参画、施策の推進等に関して規定しています。

2 条例（案）の公表

（1）公表期間

令和6年8月29日（木）～9月30日（月）

（2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 市内施設での閲覧および配布

こども企画課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館、

3 意見の募集方法

（1）募集期間

令和6年8月29日（木）～9月30日（月）

（2）募集方法

「千葉市こども・若者基本条例（案）」に対する意見」と記載し、住所・氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

口頭、電話での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（3）提出先

郵送 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所こども企画課

FAX 043-245-5547

電子メール kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp

持参 こども企画課（市役所高層棟8階）、各区役所総務課

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 8月号掲載
- (2) 市ホームページ掲載 8月29日(木)公表

5 意見等の公表

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和6年10月に公表する予定です。なお、住所・氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和7年第1回市議会定例会に条例議案を提出する予定です。

7 その他

上記のパブリックコメント手続については、当事者であるこどもや若者の意見を募る必要があることから、特にこどもにわかりやすい資料として作成した「千葉市こども・若者基本条例ってなんだろう？」を市立小学校等に送付し、周知を行う予定です。

8 添付資料

- (1) 千葉市こども・若者基本条例(案)
- (2) 千葉市こども・若者基本条例(案)の概要
- (3) 千葉市こども・若者基本条例ってなんだろう？
※千葉市こども・若者基本条例(案)の概要(やさしい版)